

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年11月27日付けの生活保護費返還金決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分を違法又は不当であると主張する。

処分庁は、本件処分を行うにあたり、自立更生費の控除について、請求人に対する説明を行なっておらず、控除の可否の検討を行っていない。

請求人としては、年金裁定請求後に支出した転居費用や、現時点で購入が必要となっている暖房器具、洗濯機、冷蔵庫等々自立更生のために支出すべき費目は多数あったが、処分庁は、自立更生費について、請求人に対し、説明及び聴取を行っていない。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

## 第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和２年１２月２２日	諮問
令和３年２月８日	審議（第５２回第３部会）
令和３年３月８日	審議（第５３回第３部会）

## 第６ 審査会の判断の理由

### １ 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法４条１項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法８条１項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものであるとされている。

#### (2) 収入認定及び資力の発生時期について

##### ア 次官通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第８・３・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

## イ 問答集

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問13-6・答(1)によれば、既往分の年金が一括して支給された場合について、年金受給権が生じた日から法63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととされ、資力の発生時点が保護の開始前となる場合であっても、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意することとされている。

### (3) 費用返還義務について

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

## イ 課長通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)によれば、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされているが、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」として、①から⑥までの控除を認めることができる場合（以下「自立更生免除」という。）を挙げている。そのうちの④においては、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」とされているが、④の(エ)によれば、「保護開始前の債務に対する弁済のため

に充てられた額」は、自立更生の範囲には含まれないとされている（なお、問答集問13-5・答(2)も同旨）。

そして、課長通知1・(2)によれば、遡及して受給した年金に係る自立更生費の控除については、上記の取扱いと異なり、厳格に対応することが求められるとされており、被保護者に対し、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」（課長通知・1・(2)・(ア)・③）等について説明しておくこととし、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」（同・(イ)）とされている。

また、課長通知1・(2)・(ウ)によれば、遡及受給した年金収入に係る法63条の規定に基づく費用返還の取扱いにおいて、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。」とされている。

ウ 問答集問13-5・答(1)によれば、法63条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている。

もつとも、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合として、「ア～ウ 略」、

「エ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」、「オ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額」については、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないものとされ（同・答(2)）、返還額の決定は、そのような決定を相当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うこととされ、さらに、上記オに該当するものは、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、必要な生活指導を徹底することとされている（同・答(3)）。

- (4) なお、次官通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。また、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として作成されたものである。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

- (1) 法63条の規定の適用

請求人は、処分庁により保護が開始された当時から、既に本件年金を受給する権利を有していたことが認められる。その場合、本来は、年金受給権取得当初から裁定請求を行って現実の給付を受けることができるものであるから、法4条1項の規定の趣旨からすれば、当該年金受給による収入を、最低限度の生活を賄うために活用すべきであり、保護は、当該収入及び他の収入・資産の活用によってもなお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである。

ところで、本件年金については、裁定請求の手續が遅れたため、令和元年11月に至って、平成31年3月から令和元年9月までの間に支給事由が発生した分が一括して支給されたことが認められ

る。

上記事実を踏まえ、処分庁は、請求人において、法63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにも関わらず、保護を受けたとき」に該当するとして、本件処分により、保護開始時から令和元年11月までの間に請求人に過大に支給された保護費の範囲で、本件返還額（760,137円）を決定したものと認められる。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるから（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）、処分庁が、本件において、上記のとおり法63条の規定を適用して本件処分を行ったことに、違法・不当な点はない。

(2) 本件処分による返還金額

本件処分による返還金額を決定するに当たって、処分庁は、別紙「返還金額算定表」のとおり、返還金額を算出したことが認められる。すなわち、各返還対象月において、資力総額が当該各月の支給済保護費を上回った場合は、支給済保護費に相当する額を返還金額とし、資力総額が支給済保護費を下回った場合は、資力総額に相当する額を当該各月の返還金額としていることが認められ、当該各算出の方法は、上記1の法令等の定めに照らして相当であって、また、違算も認められない。

また、自立更生免除の適用については、担当職員が請求人宅へ新規訪問し、請求人の生活実態を調査したところ、請求人からの聞き取りにより、エアコンの故障が認められ、その後、処分庁は、冷房器具費及び設置費を一時扶助費で支給したことが認められる。それ以降、定期訪問で、請求人の生活実態を改めて観察し、生活に必要な家電等は通常どおり使用できる状態であったことを確認し、

これらの事実を踏まえてケース診断会議を開催し、免除適用の適否を検討した結果、請求人の住環境は整備されていると判断して、処分庁が自立更生免除の適用を認めなかったことに、違法又は不当な点はない。

- (3) 上記(1)及び(2)のとおり、本件処分には、違法・不当な点はなく、取り消すべき理由はない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、自立更生免除について、自立更生のために支出すべき費用は多数あったが、処分庁は、請求人に対し、その説明及び聴取を行わず、免除の可否の検討も行なっていないと主張する。

課長通知1・(2)によれば、遡及して受給した年金に係る自立更生費の控除については、厳格に対応することが求められるとされており、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」等について説明しておくこととされている(1・(3)・イ)。

しかしながら、担当職員が請求人宅を訪問した際に、請求人の家具什器を確認し、請求人からの聞き取りによりエアコンの故障を認めたため、後に、処分庁は、請求人に対し、冷房器具費及び設置費を支給していること、自立更生免除の可否については、処分庁は、定期訪問時の生活実態の調査においても生活に必要な家電等は通常の使用に耐えうるものであることを確認した上で、ケース診断会議を開催し、自立更正免除の適用を検討した経過が認められることから、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とすることは相当ではない。

また、請求人は、障害年金裁定請求後に支出した転居費用について、自立更生免除の対象に該当する旨主張しているものと解されるが、請求人の現住居の賃貸借契約は、契約の始期が平成31年3月31日か

らとされており、転居費用は障害年金裁定請求以前に発生していたものであることから、自立更生免除に該当しないものである（1・3・イ）。

そして、本件処分が、法令等の規定に基づき適正になされたものであることは、上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張は採用できない。

#### 4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法・不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙（略）